

水質汚濁防止法の一部が平成23年4月に改正されました

改正の背景

- 一部の企業における排出基準超過・データ改ざん等の不適正事案の発生。
- 地球温暖化をはじめとする環境問題の多様化、経験豊富な公害防止担当者の大量退職等により、事業者・地方自治体の公害防止業務が構造的に変化。
- 近年、公共用水域における水質事故は増えており、例えば、全国一級河川における水質事故は、10年間で約3倍増加。

改正の概要

1. 事業者による記録改ざん等への厳正な対応

- ▽ 排出状況の測定結果の未記録、虚偽の記録等に対し罰則が創設されました。
- ▽ 排出水の汚染状態の測定回数等が規定されました。

- ◇ 排出水の汚染状態の測定回数
 - ・ 特定事業場の排出水に係る排水基準に定められた項目のうち、特定施設設置（使用・変更）届により市長に届け出た項目について1年に1回以上
 - ・ その他の項目については必要に応じて
- ◇ 測定のための試料は、排出水の汚染状態が最も悪いと推定される時期及び時刻に採取する。
- ◇ 測定結果の記録は、測定に伴い作成したチャートその他の資料とともに、3年間保存する（計量証明事業所が発行した証明書でも可）。

2. 汚水の流出事故による水環境の被害拡大の防止

- ▽ 汚水の流出事故が生じた場合に、事業者に対して応急措置の実施及び市への届出を義務付ける「事故時の措置」の範囲（対象となる汚水の種類^{*1}及び事業者の範囲^{*2}）を拡大されました。

※1 汚水の種類として、排水規制の対象となっていない有害な物質（指定物質）を追加

※2 事業者の範囲として、指定物質を取り扱う事業者（指定事業場）を追加

- ◇ 次の事故が生じた場合で、人の健康又は生活環境に係る被害のおそれがあるときには、さらなる流出防止の応急措置を実施するとともに、事故の状況・応急措置の概要を市へ届け出なければなりません。
 - ・ 特定事業場から有害物質を含む水が流出・地下浸透、若しくは排水基準を超過するおそれがある水が流出
 - ・ 指定事業場から有害物質又は指定物質を含む水が流出・地下浸透
 - ・ 貯油事業場から油を含む水が流出・地下浸透（下線部が今回拡大された部分）

「指定物質」「指定事業場」について

有害物質を貯蔵・使用する施設、又は**指定物質**（下記表）を製造・貯蔵・使用・処理する施設を「指定施設」といい、指定施設を設置する工場又は事業場を「**指定事業場**」といいます。

1	ホルムアルデヒド	19	1,2-ジクロロプロパン	37	イプロベンホス (IBP)
2	ヒドラジン	20	クロルスルホン酸	38	イソプロチオラン
3	ヒドロキシルアミン	21	塩化チオニル	39	ダイアジノン
4	過酸化水素	22	クロロホルム	49	イソキサチオン
5	塩化水素	23	硫酸ジメチル	41	クロロニトロフェン (CNP)
6	水酸化ナトリウム	24	クロルピクリン	42	クロルピリホス
7	アクリロニトリル	25	ジクロルボス (DDVP)	43	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)
8	水酸化カリウム	26	エストックス (ESP)	44	アラニカルブ
9	塩化ビニルモノマー	27	1,4-ジオキサン	45	クロルデン
10	アクリルアミド	28	トルエン	46	臭素
11	アクリル酸	29	エピクロロヒドリン	47	アルミニウム及びその化合物
12	次亜塩素酸ナトリウム	30	スチレン	48	ニッケル及びその化合物
13	二硫化炭素	31	キシレン	49	モリブデン及びその化合物
14	酢酸エチル	32	p-ジクロロベンゼン	50	アンチモン及びその化合物
15	メチル-tert-ブチルエーテル (MTBE)	33	フェノブカルブ (BPMC)	51	塩素酸及びその化合物
16	トランス-1,2-ジクロロエチレン	34	プロピザミド	52	臭素酸及びその化合物
17	硫酸	35	クロロタロニル (TPN)		
18	ホスゲン	36	フェニトロチオン (MEP)		

届出・ご相談・お問い合わせ先

○北東部公害対策担当 （担当区：千種・昭和・守山・名東）	名東区上社 2 丁目 50 （名東区役所 1 階）	☎ 7 7 8 - 3 1 0 8
○北西部公害対策担当 （担当区：東・北・西・中村・中）	西区花の木 2 丁目 18-1 （西区役所 2 階）	☎ 5 2 3 - 4 6 1 3
○南東部公害対策担当 （担当区：瑞穂・南・緑・天白）	南区前浜通 3-10 （南区役所 2 階）	☎ 8 2 3 - 9 4 2 2
○南西部公害対策担当 （担当区：熱田・中川・港）	港区港栄 2 丁目 2-1 （港保健所 3 階）	☎ 6 5 1 - 6 4 9 3